

2006年 12月 例会レジュメ

12 - 2 猪刈 正則（機械部門）技術士のための税務講座

IKARI Masanori The TAXATION COURSE for the PROFESSIONAL ENGINEER

技術士の資格取得には相当の努力が伴う。そうして得た資格は有効に生かすべきであるが、その資格を活用することと並んで、それによって得た収入は税務的にも確実に処理して、払う必要のない税金の支払いに当ててはならない。ここでは筆者が行ってきた青色申告を中心とした税務対策について述べる。

はじめに（白色申告と青色申告）

青色申告の詳細については以下に述べるが、これに対するものとして白色申告がある。これは青色申告でない申告をいうもので実体はない。委託などを受けて収入を得たときに税務申告をするが、これにかかった経費を申告すればその分課税対象額から控除される。通常この範囲の申告を白色申告と呼んでいる。

1 青色申告のスタートの手続き

一方、継続的に業務委託を受けてこれを業として行うならば、そのための事務所・備品・運営のための水道光熱費等の支出が伴う。これらも当然経費として課税対象から控除してもらうが、そのための手続きを青色申告と呼んでいる。

1 - 1 事業開始届け：所轄税務署（通常、確定申告を行っているところ）に印鑑を持っていき、所定の用紙をもらって記入捺印して提出する。

1 - 2 青色申告の承認申請：前記手続きと同時に所得税の青色申告承認申請書用紙をもらって、記入捺印して提出する。

2 収支の記帳

事務所の収支の記帳は複式簿記で行い、これには正規のものと簡易のものがあるが、通常は簡易のもので十分である。筆者は3年前までは手書きで記帳を行ってきたが、エクセルによる方法に変更した。

年末まで記帳した支出は、科目別に分類する。技術士事務所として関係する科目としては、租税公課、水道光熱費、旅費交通費、通信費、接待交際費、損害保険料、修繕費、消耗品費、地代家賃等がある。

このほか自宅を事務所とした場合に気をつけなければならない点として、家計費分の削除がある。固定資産税・水道光熱費・電話代・火災保険料・地代家賃・自宅の修繕費などは家計費分との按分が必要な費目である。これが終了したら、青色申告決算書に記入し、次いで確定申告書を作成する。

3 私の場合

3 - 1 エクセルによる記帳：エクセルによる記帳には以下のメリットがある。記入月日を間違えても降順配列で修正が可能。科目別分類がオートフィルター機能で簡単にできる。

集計計算が簡単。翌年からは前年の帳簿をベースに上書きが可能である。こうすると記

入忘れも防止できるし、記入作業も簡単である。

3 - 2 国税庁のホームページの利用：最近は国税庁のホームページで青色申告決算書・確定申告書とも簡単にきれいに作成できるので、この利用をお勧めする。

3 - 3 帳票類の保管：領収書・契約書・預金通帳等の収支の原票類は5年間の保管が義務づけられている。

I took the license of the professional engineer in 1994. At the same time I opened the consultant office in my house, and started the blue declaration (Aoiro Shinkoku).

By the blue declaration I can get the tax deduction for the office cost (such as the tax cost, the utility rate payment, the traffic cost, the correspondence cost etc.)

The revenue and expenditure should be made by the bookkeeping by double entry. For that I have used Excel.

It has some convenient functions such as the auto filtering, the summing up, arrangement.